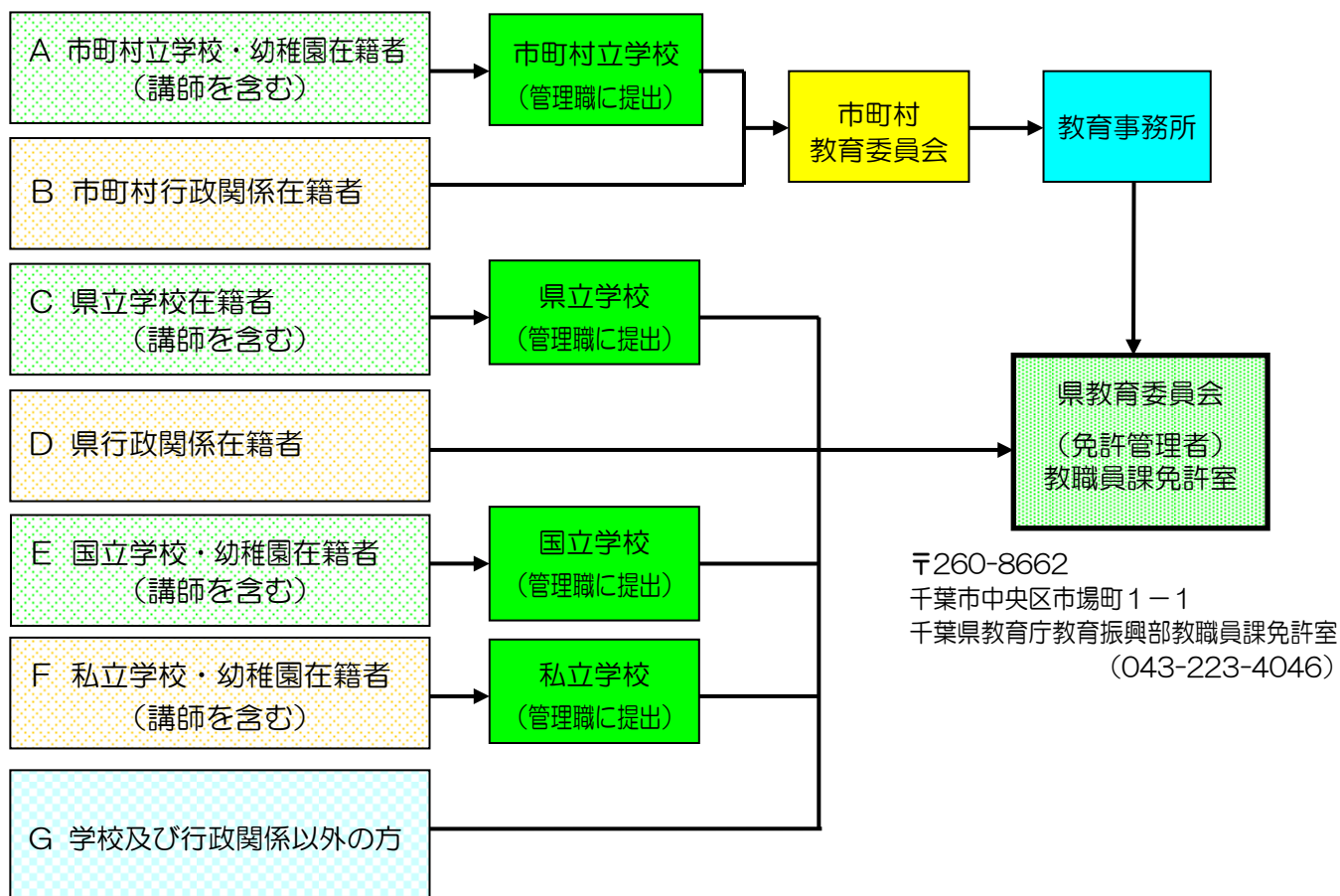


＜教員免許更新制に関する書類の流れ＞



- * 県教委が発行する証明書等については、逆の経路でお届けします。
- * 学校、市町村教委及び教育事務所では、それぞれ取りまとめて、県教職員課免許室まで提出をお願いします。
- * フロー図C～Gの学校または個人で県教職員課免許室へ提出する場合、県教委が発行する証明書等は、原則として郵送でお送りします。
返信用封筒に切手を貼付し、返送先の住所・学校名または氏名等を記入して提出をお願いします。(郵送可)
切手については、例えば、角形2号(24cm×33.2cm)に証明書が6枚以下の場合には120円、7枚以上14枚までは140円の切手を貼付していただきます。